

千葉県PTA連絡協議会表彰者選考基準 内規

<個人>

- 1 ① 中学校PTA会長・副会長を通算3年以上歴任
② 小学校PTA会長・副会長を通算5年以上歴任
(小学校と中学校を通算する場合は4年以上とする)

- 2 歴任の年数の満たない場合の特例
 - イ) 新設校での尽力顕著な場合
 - ロ) 災害復旧に際し、尽力顕著な場合
 - ハ) その他

※ 単Pの会長・副会長ではなくとも区P連・市P連での尽力顕著な場合等の加算。

<団体>

- 1 過去数年間における活動が顕著であり、さらに引き続き活動の期待されるもの。

- 2 民主的運営、および自主的な活動がなされているもの。

付帯事項

- 1 過去に市PTA連絡協議会から表彰を受けた個人・団体は除外する。
- 2 市P連に関係する団体であること。
- 3 推薦者は、校長または会長とする。
- 4 必ず本人の承諾をとってから推薦する。
- 5 上記の選考基準内規に該当しない場合は選外とする。

以上の要件を満たし各学校から推薦された個人・団体は、表彰審査委員会（市P連理事会）で選考の上、決定し通知する。